

新居浜市公告第62号

ゆらぎの森再整備に向けた基本計画及び基本設計策定業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

ゆらぎの森再整備に向けた基本計画及び基本設計策定業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

新居浜市副市長 加藤 龍彦

1 業務の概要

- (1) 業務名 ゆらぎの森再整備に向けた基本計画及び基本設計策定業務
- (2) 業務内容 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 提案上限額 7,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

2 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市経済部観光物産課

電話 0897-65-1261（直通）

E-mail kankou@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和3・4年度新居浜市入札（見積）参

加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）でないと認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 平成27年度から令和3年度まで（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていない5年間含む。）に、国又は地方公共団体が発注した観光事業に関する業務の受託実績があること。

4 参加資格確認申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和4年5月30日（月）17時

(2) 提出先 2の事業担当課

5 参加資格確認結果の通知

令和4年6月1日（水）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

6 プロポーザル関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織でさがす」→「経済部」→「観光物産課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

（1）配布期間

公告日から令和4年5月26日（木）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

（2）配布場所 2の事業担当課

7 受託候補者の特定

企画提案の審査は、新居浜市観光物産振興業務委託事業者選定委員会において行い、各参加者の企画提案書等の内容について、評価項目及び配点で示す選定基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者として特定する。

8 その他

（1）受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。

（2）企画提案書その他の関係書類作成及び提出に要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。

（3）その他詳細については、ゆらぎの森再整備に向けた基本計画及び基本設計策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

業務仕様書

1 業務名

ゆらぎの森再整備に向けた基本計画及び基本設計策定業務

2 業務目的

別子山地域の活性化につながる「ゆらぎの森」を中心とした観光交流施設に来場者を増加させるため、ゆらぎの森再整備に伴う宿泊棟の基本計画及び基本設計を策定することにより、別子山地域の新たな魅力の創出、地元雇用の促進、交流人口の拡大及び移住・定住の促進を図る。

3 業務概要

ゆらぎの森再整備に伴う宿泊棟の基本計画及び基本設計を策定する。

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

5 業務内容

ゆらぎの森再整備に伴う宿泊棟の基本計画及び基本設計を策定すること。

空間構成の検討

ア ゾーニング、動線計画

計画方針、敷地条件等を踏まえて計画地内の土地利用の概要を設定し、導入すべき機能をゾーンとして配置し、位置、規模、形状、ゾーン間の関連づけ等を設定するとともに、エントランスや動線のルート、規模等を設定すること。

イ 施設配置計画

ゾーニング、動線計画に基づき、それぞれのゾーンが持つべき機能を有する施設を選定し、敷地条件、各施設間のバランス、管理運営方法、景観等を考慮して概略の規模、位置の設定等の検討を行うこと。

ウ 新施設の概要

市が想定している施設イメージ（別紙）を基本として、別子山地域産材（市有林の間伐材）を活用した施設として、導入すべき機能を設定のうえ、新施設の具体的な姿を検討すること。

エ 既存施設との連携

既存施設（ゆらぎの森、作楽工房など）との連携方針を整理し、連携が可能な施設機能、パーツと効果を検討すること。また、既存施設（ゆらぎの森）との機能を整理し、新たな魅力ある資源を提案すること。

オ 設計方針、管理運営方針の設定

- ㊦造成計画方針を設定する。
- ㊧求められる機能を満足させる構造、配置及び材料調達を設定する。
- ㊨供給処理設備（給排水、電気等）の基本方針を設定する。
- ㊩効率的・効果的な施設の配置の検討
- ㊪維持管理基本方針の設定と維持管理費の試算
- ㊫別子山地域の新たな魅力を提案する。

カ 基本計画図面の作成

キ 報告書の作成

ク スケッチ等の作成

6 成果品

(1) 提出する成果品

次のア、イについて紙媒体および電子データにて提出すること。

ア 業務完了報告書（任意様式）

イ 経費明細書

(2) 提出先

新居浜市経済部観光物産課

7 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託事業者の責任において処理するものとする。

8 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

9 その他

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど新居浜市との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 本市は、業務に必要な資料については、受託事業者に提供する。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。

(別紙) 新施設のイメージ

	新施設
コンセプト	自然を感じ、プライベート空間を確保した宿泊施設(キャビン)
	森林公園に溶け込む温かい木材(地元産材を使用)でできた施設で、上質なプライベート空間を提供(セルフサービス+オプション)
規模	6人 × 5棟 (収容人数30人)
ターゲット	ファミリー、グループ(若年層)
料金	一棟 20,000円以上 オプション 食材の提供 3,000円以上(一人当たり) 限定食材など 1,000円~(アマゴ、ジビエなど) レンタル 1,000円~(自転車、ピザ窯など)
特徴	コロナ禍における新しい旅(個室、部屋食など)のスタイルが模索される中、他者との接触を避け、アウトドア感もリゾート感も味わえるスタイル